# データベースの法的保護に関する動向調査

Study regarding Current Situation on Legal Protection of Databases

武田 貞生 <sup>1)</sup> Sadao TAKEDA		横溝 一陽 <sup>3 )</sup> Ichiyo YOKOMIZO	天野 辰美 <sup>4)</sup> Tatsumi AMANO
1) 財団法人データベース振興センター 専務理事(〒105-0004 東京都港区新橋二丁目13番 8号 新橋東和ビル5階 E-mail: takeda@dpc.or.jp )			
2)財団法人データベース振興センター 事務局長(〒105-0004 東京都港区新橋二丁目13番			
8 号 新橋東和ビル5 階 E-mail: okuzumi@dpc.or.jp) 3) 財団法人データベース振興センター 企画部長(〒105-0004 東京都港区新橋二丁目13番			
8号 新橋東和ビル5階 E-mail: yokomizo@dpc.or.jp) 4)財団法人データベース振興センター 振興部次長(〒105-0004 東京都港区新橋二丁目13			
4) 前回法人データベース振興センター 振興部队長(1105-0004 東京都港区新橋二)日13 番8号 新橋東和ビル5階 E-mail: t-amano@dpc.or.jp)			

**ABSTRACT.** Utilization of databases is now taking on an increasingly international dimension. In response to the situation, the European Union (EU) introduced new legislation i.e. EU Directives in this field in 1996. In US, a new bill to prohibit the misappropriation of certain databases has been taken into deliberation to be enacted. Databases in Japan are at present not sufficiently protected by existing legislation such as copyright law. Considering the situation, this study has been carried out aiming at making issues clear in relation to the legal protection of intellectual property of databases in Japan. For the study, the work mainly consists of analyses of legal issues and problems under the existing legislation in Japan, those after the introduction of EU Directives and those on a progress of deliberation of the new bill in US. In consequence of the study, the legal issues and problems arisen under the existing legislation in Japan have been made clear and reported as a conclusion of the study.

# 1. 背景

世界規模でのデータベースの利用・流通が進展し、行 政・産業・学術を含む多様な社会活動におけるその重要 性が増大してきた。欧州議会は、この環境への対応を図 るための政策の一環として、創作性のあるデータベース の著作権保護に加えて、実質的投資を伴ったデータベー スの抽出と再利用を新たな許諾権(「データベース権」 または「sui generis 権」)の対象とするEUデータベー ス保護指令を1996年に採択し、域内各国は2001年まで にこれに対応する国内法の整備を進めてきた。

EUデータベース保護指令の確定直後、米国において も同様の法案が検討され、欧米から世界知的所有権機関 (WIPO)に対して同趣旨の条約草案の作成が提案される など、顕著な動きがあった。しかし、米国内では、学術 関係団体および情報技術関係業界等から反対意見が出さ れたことなどの理由により議会審議が停滞し、WIPO に おいても 1996 年 12 月の外交会議では、著作権条約等の 採択と同時に予定されていたデータベース保護条約の採 択が見送られることとなった。その後、米国議会および WIPO の常設著作権委員会における検討は継続している ものの、具体的な進展は見られていない。

我が国においても、1996 年 8 月の WIPO データベース 条約草案の提示を受けて関係団体等における検討が行わ れた。その中では、新たな必要性の有無、もし必要があ るとする場合には著作権法改正による「権利付与型」と 不正競争防止法の改正による「行為規整型」のいずれが 良いか、などの主要な論点に関する検討が行われたが、 結論には至っていない。また、本年より、知的財産の創 造、保護及び活用の推進を目的とする知的財産基本法が 施行され、特許、商標および著作権等の知的財産権の保 護強化とその活用方針が明確化されてきた。さらに、最 近になって米国議会に新たな法案が提出され、その動向 が注目されている。

# 2. 目的

あらゆる社会活動において、データベースの利用・流 通が現実化している今日、欧州では、実質的投資を伴っ たデータベースそのものの抽出、及び再利用を許諾しう る権利を認めるEUデータベース保護指令が出されてい るが、日本においては、同様の法的整備はされておらず、 欧米の法案の策定、実施状況、並びに、係争事例の分析 を踏まえ、我が国におけるデータベースの法的保護に関 する課題を明らかにする。

## 3. 調査概要

欧米におけるデータベースに関する訴訟及びその判決 等の動向、欧州における法的見直し、米国における法制 化の動向、国際機関での動向の調査にあたっては、文献 調査を行うとともに、実態調査のため、スイス、オラン ダ、イギリス、フランス、ベルギー、ドイツ及び米国に 調査団を派遣しヒアリングにより詳細な調査を実施した。

また、国内においては、最近のデータベースに関する 訴訟及びその判決等の動向については文献調査及びヒア リング調査を実施した。データベース保護に関する事業 者の意識調査については、関係事業者だけでなく電子商 取引を実施している企業等についてもアンケート調査を 行い、さらに不正利用の詳細な実態把握のため追加のヒ アリングを行うとともに、データベース保護に関連する 有識者等からの意見を収集した。

上記の調査を実施するにあたっては、産官学で構成さ れる委員会(委員長:苗村憲司慶應義塾大学教授)を設 置し、調査計画の策定、調査内容の検討、調査結果の分 析等を実施するとともに、データベース保護に関する課 題・提言をまとめた。

# 4.調査結果

(1) 欧州におけるデータベースに関する訴訟及びその 判決等の動向

EU データベース保護指令が採択され、EU 加盟国にお いてその趣旨を踏まえた国内法の制定が進展するに従い、 データベース事業者の中には、それまでの契約、著作権、 技術的手段等による保護に加えて新たな「データベース 権」による保護を主張する者が増加した。しかし、デー タベース権による保護の範囲については、指令の文言に 「意図された不明確さ」が含まれており、各国の国内法 も概ねこの不明確さを引き継いでいたことから、保護の 可否について当事者間で合意することは必ずしも容易で はなかった。

その結果、Hugenholtz アムステルダム大学教授のレポートによると、これまでに結果の分かっているものだけで約 60 件の係争が裁判所で争われることになった。

これらの事件の大半は、原告が作成したデータベース の一部分を被告が利用して新たなデータベースを作成し て公衆に提供したことを原因として、提訴されたもので ある。多くの判例において、原告は、データベース権の 侵害に加えて「著作権」侵害を理由として提訴している。 また、原告と被告が同業者である場合には、「不正競争」 行為を理由としてその差し止めを要求した事案も多い。 なお、この中の3件については、当事国の裁判所がデー タベース権侵害の有無を判断するにあたって国内法の該 当する条項の解釈が困難であり、そのためにデータベー ス保護指令の条項の解釈が必要となることから、欧州裁 判所の判断を求める必要があるとして、「予備的裁定 (preliminary ruling)」を請求しているが、その結果はまだ 出されていない。

### ・提訴概要:

データベース権及び著作権の双方を侵害していると するケースが多い。原告と被告が同業の場合は、「不 正競争」行為を理由とした差し止め請求も行われてい る。

- ・訴訟対象DBの情報種別と利用形態:
  - ・インターネットのウェブ上に掲載された新聞記事等の再利用
  - ・大半が、検索エンジンとハイパーリンク機能を用い て自動的に元の記事へアクセス
  - ・CD-ROM で一般に提供されている電話番号、企業情 報等の再利用、ウェブ上での提供
  - ・スポーツの競技情報の賭博業者による利用

サッカー、競馬等の競技情報を賭博業者が利用

- ・国別(判例 51件 DB権:データベース権)
  - ・オーストリア 5件(内 DB権4件)
    侵害あり DB権 3件、著作権1件
  - ・ベルギー 4件(内 DB権2件)
    侵害あり DB権 2件、著作権1件
  - ・デンマーク 1件(内 DB権1件)
    侵害あり DB権 1件
  - ・フィンランド 1件(内 DB権1件)
    欧州裁判所で裁定請求中
  - ・フランス 12件(内 DB権11件)
    侵害あり DB権 8件、不正競争4件(2件D B権と重複)
  - ・ドイツ
    23件(内 DB権21件)
    侵害あり DB権 13件、著作権2件、
    不正競争1件(DB権と重複)
  - ・スペイン 1件(内 DB権1件)
    侵害あり DB権 1件
  - ・スウェーデン 1件(内 DB権1件)
    欧州裁判所で裁定請求中
  - ・イギリス 3件(内 DB権3件)
    侵害あり DB権 3件、著作権1件(DB権と 重複)

# (2) 米国におけるデータペースに関する訴訟及びその 判決等の動向

2003年9月23日に米国下院で行われたデータベース 保護に関する新しい法案ドラフト(後にHR3261:詳細 は後述)に関する公聴会では、データベース事業者等で 構成された「データベース・パイラシー対策同盟 (CADP)」を代表して、SIIA(Software & Information Industry Association: ソフトウエア情報産業協会)の副会 長である Keith Kupferschmid 氏が供述をおこなった。そ のなかで、過去10年ほどの間に多数のデータベース盗 用事件がおきたとしており、顕著な例として10件の事 件を提示した。

これらの事件は、著作権法、州の不正目的使用法、州 の侵害訴訟法、州の契約法及び営業機密法では保護でき ないものと裁判所が判断したものとされているが、以下 にその概要を示す。

- ・米国有線テレビ・システムに関する要覧の再利用
- ・土地権利者情報データベースのコピー
- ・マサチューセッツ州弁護士及び裁判官のリスト(アル ファベット順、法域区分)
- ・ウェブ上のリスト(ライセンス・レター・ソースブック)の再利用
- ・家屋購入予定地域の公立・私立学校に関する情報の再利用 (インターネットで公開)
- ・政府情報に付加価値をつけてデータベース化したもの をコピーし、公衆に提供
- ・他社のレポートを自社内LANで配信
- ・ウェブ上のオークション・リストの抽出、再利用(ロ ボットによる抽出)
- ・ウェブ上のコンサート・リストへのディープ・リンク
- ・財産税が滞納されている不動産に関する情報を元社員 が競争会社へコピーを提供

# (3) 欧州における法制見直し及びその後の動向

a) EUデータベース保護指令(以下DB指令)に基

# づく各国国内法制度の整備状況

1996年に発出されたDB指令に基づく、各国国内法の 制定については、当初目標とされた1998年よりは遅れた ものの、ルクセンブルグとアイルランドを最後に2002 年までに法制化を終了し、また、新規加盟予定の国や連 合協定を締結しているブルガリアなどの将来的な加盟候 補国においても、同様に2002年までに法制化が終了した。

前述の通り、各国で訴訟の要因として位置づけられて おり、中には欧州裁判所にまで持ち込まれている案件も あるように、解釈等を巡って議論はされているものの、 制度的には定着した様相を呈している。

# b) DB指令(特に sui generis 権)に関する関連産業 界の評価

DB指令に対する産業界の評価としては、少なくとも データベースサービス産業界は、制度ができたことを歓 迎している。特に、データベースを構築し、提供してい くに際して、自らの投資、事業に対して、法的な安心感 を与えてくれているということを評価している。また、 ユーザーとの契約に際して、データベース権というもの の存在をバックとして契約交渉や契約違反への対応を行 えるとしている。

米国の ISP(インターネットサービスプロバイダー)、 あるいは検索サービス事業者等からは、欧州における活動に際して現時点では過去の契約に基づいて事業展開が されているので具体的な問題を生じてはいないにせよ、 今後契約更改や新規契約に際して障害を生ずるのではないかとの懸念が表明されている。

一方、当初より懸念を表明していた学術団体や研究組 織、あるいは図書館からは、さほど具体的な反発が出て いる兆候は見当たらない。これは、全米科学アカデミー が指摘するように、かかる分野の関係者は、このような 問題をさほど意識はせずに済ませることが多い背景もあ ろうが、基本的には、DB指令において、教育、研究用 の非商業的利用は適用除外とされていることがあるもの と考えられる。

#### c) DB指令の経済的インパクト

現時点では、EU委員会による経済的、定量的分析の レビューが行われてはいない。委員会がWIPOに提出し たレポートでは、DB指令が出され立法化された後、欧 州のDB市場は、中小企業事業者による提供を含め爆発 的に成長している、との定性的な評価がなされているが、 その内容、背景資料は必ずしも明確ではない。むしろ、 複数の研究者や米国の批判者からは、90年代末からのデ ータベース産業の大幅な成長は、単に欧州だけの現象で はなく、米国はじめその他の地域でも見られることであ り、単に指令によるものというには根拠不足である、と の指摘がなされている。

#### d) データベース保護をめぐる訴訟の状況

前述のように、欧州では、多くの訴訟案件が発生して いることについて、米国内の批判者は、多くの訴訟コス トが必要になり、社会的にマイナスになるとの批判を展 開している。

但し、これら訴訟の多くは、大規模なデータベースが 侵害され、商業的に提供されることによって損害が発生 し、訴訟になっているというものは比較的少なく、むし ろWEBやその他の手段で提供されている小規模な情報 、あるいはスポーツ関連情報の取り扱いを巡る問題が多 く発生している状況にある。 これらの訴訟のうち、DB 指令の内容や解釈自体に影響をもたらしうるもので、欧州裁判所にまで問題が持ち 込まれており、EU委員会はじめ関係者が特に注目して いる事案としては、英国競馬協会対ウイリアムヒル社に よる競馬情報DBの件、ドイツのIMS-Healthによる医薬 販売情報のDBの件がある。また、各国の裁判所の判断 が分かれている事例として、いわゆる「deep link」問題 がある。これらは以下の論点にまとめられる。

・保護されるべき相当の投資(Substantial Investment) の範囲はどこまでか

- (データベース化の部分のみか、本来業務に伴うデ ータ収集・作成段階まで含むのか)
- (抽出等がされて影響を受けた)実質的部分 (Substantial Part) はどこまでか
   (ほんの一部であっても質的に重要な部分は「抽出」と見なされるか等)
- ・単一情報源(ソールソース)の取扱い (政府情報を含め、単一の情報源の情報流通の阻害 になるのではないか、競争法との関係)
- ・ハイパーリンク(他人のウェブの深い部分に直接リンクすること(deep link))は合法か (広告ページをバイパス)
- ・相互主義の要件(英領マン島、豪州等)
- ・その他

# (4) 米国における法制化への検討に関する動向 a) データペース保護法案を巡る関係者の構図

米国内のデータベース関係者は 2003 年 10 月下院に提 出されたデータベースの保護法案である HR3261「デー タベースの不正利用禁止法案」を巡り、厳しい意見対立 の中にあるが、これは3年前の第106議会における2 つの法案(HR354とHR1858:前者は法務委員会に提出 され後者はエネルギー商業委員会に提出された)をサポ ートしたそれぞれのグループ間が対立する構図が続いて いる。

積極的推進グループは、前者の HR354 を支持していた グループであるが、エルゼビア、トムソン、不動産協会、 全米医療協会をはじめ、大規模なデータベースを維持、 運営する事業者を中心とするグループである。これらの 事業者は、SIIA を母体に、約70社が参画し CADP を結 成し、今次法案の策定など法制化を強力に推進している。 彼らは、議会(下院)においては、司法委員会のメンバ ーに中心的な影響力を有している。司法委員会スタッフ はもとより、政府内部でも著作権局はこれをサポートし ている。

他方、これに反対する勢力としては、ヤフー、ブルー ムバーグ等を中心とするインターネットのウェブ情報を 活用して様々な情報サービスを提供しようとする事業者 のグループがある。彼らは、全米商工会議所をベースに、 本分野の有力弁護士であるジョナサンバンド氏らの支え を受けつつ、強力に法案反対の運動を展開している。彼 らは、現在の法制度のもとでデータベースの保護は技術 的手段をも活用すれば十分可能であるとし、法案自体の 必要性について否定するとともに、本法案が大規模デー タベース事業者の独占的地位を強固にし、競争を阻害す るものに他ならないという論理に立っている。議会(エネ ルギー商業委員会の立場が近い)に対しても、若干出遅れ てはいるが強力な反対運動を展開しつつある。

また、全米図書館協会(ALA)、全米研究図書館協会 (ARL)をはじめとする図書館グループは、現在の法案そ のものについては、対象範囲が広く適用除外が狭すぎる ことなどから、やはり反対している。しかし、立法化の 必要性そのものは否定しているわけではなく、修正の必 要性を強く主張している。

さらに、従来から、欧州型の sui generis 権利を付与す るような立法化にはネガティブな立場を取ってきた全米 アカデミー等の科学者、研究者グループであるが、現在 生じつつあるような過度な政治的な対立は回避し必要な 修正を加えた上での、早急な立法化をサポートする立場 に回りつつある。

## b) 今回の法案策定に至るまでのプロセス

3年半前の第106議会において、2法案が未成立に終わった後、両法案をサポートしたグループ、すなわち司法委員会関係者とエネルギー商業委員会関係者の間で、 調整が行われることとなった。

2001年4月から関係事業者の参画を得つつ検討が開始 されたが、9月11日の同時テロにより中断された。2002 年2月に再開したが、ここでは、下院の司法委員会事務 局とエネルギー商業委員会事務局同士だけの間で法案作 成に向けた調整が行われた。

両委員会間の調整に約1年を要し、また、法的な詰め の作業が行なわれた後、2003年8月に原案がまとまり、 関係者に配布された。9月23日に下院司法委員会の裁判 所、インターネット及び知的財産に関する小委員会の支 ネルギー商業委員会の商業・貿易・消費者保護に関する 小委員会の合同でのヒアリングが開催され、さらに10 月16日に、下院司法委員会の上記小委員会においてマ ークアップが行なわれ、10対3で可決され、司法委員 会本体に送付されている。

#### c) 本法案の基本的な性格

本法案は、欧州におけるデータベース作成に際しての 投資を保護する sui generis 権を賦与するような権利賦与 型のものではなく、他人のデータベースにただ乗りした 形でデータベースを作成し、商業的に供用し、もとのデ ータベース提供者に損害を生ずるような場合に責めを負 う、不正競争防止的な行為規整形態をとっている。法律 名も「データベースの不正利用禁止法」となっている。

この法案によって保護されるデータベースの対象は、 基本的には、NBA(National Basketball Association)対 モトローラの訴訟において引用されたINS判決 (International News Service 対 Associated Press)の法理の もとで明らかにされた「HOT NEWS」保護と同様の5つ の要件を同時に全て満たす場合に保護されるというもの である。すなわち、

- ・情報の作成に何らかの費用、経費が投じられた
- ・情報の価値は時間的要素が非常に大きい
- ・被告の情報の使用は原告の努力へのただ乗りであ る
- ・被告による情報使用は原告の製品サービスの提供
  に直接競合する
- ・ただ乗りできることが原告の製品サービス提供でのインセンティブを阻害する
- の5つの要件である。

但し、時間的要素 (time sensitivity) については、上記 判決における「highly time sensitive」ではなく、「時間的 要素は当該産業が含まれる産業部門の状況に応じて

(within the context of the industry sector involved) 裁判所 により決定され」という事で拡張されている。このこと により、単にホットニュースのみならず、商業的に価値 のあるデータベース一般が広く保護される可能性を有し ている。

反対派の立場からは、このように対象DBを極めて幅 広くしてしまったことにより、真の意味での不正競争防 止形態ではなく、データベース保有者に極めて膨大な権 利を与えてしまっているとの主張が行なわれている。つ まり、経済的、商業的に価値のあるデータベースであれ ば保護対象となりうるわけであり、オンラインで提供さ れているもののみに限定したものでないことから、本法 はデータの中身そのものについても保護対象とする可能 性を生じている、としている。これにより、新たなビジ ネスを生み出す場合も阻害要因になり、既存事業者が手 厚く保護されるという主張がなされている。

# d) 本法案の論点

(a)time sensitivity

今次法案における最大の意見の相違点は上述のとおり 「time sensitivity」の定義、対象範囲を巡る点である。

従来のINS判決等で支持されてきた「time

sensitive」なデータベース、ホットニュース(hot news)として保護されていたのは、15分間程度のものが一般的であったのに対して、特に、更新期限を切られることなく保護対象となりうるとして、反対派からは一見ホットニュースを対象にしたもののように見せかけつつも、事実上何の縛りにもなっていないとして強い反発を受けている。また、EUのDB指令においてもDB開発後の保護対処期間は15年間とされているのに対して、無期限であるとの反対もある。

しかしながら、法案の推進派、データベース事業者の 立場からは、この点が今回の法案の最も重要なポイント であり、これが、仮にホットニュースのみに限定される とすれば、データベース事業者にとって魅力のないもの となり、立法の目的、意味自体がそこなわれることから、 譲歩する余地は少ない模様である。

## (b)適用除外(教育、科学、研究用 DB 公開)

大学、研究機関等(非営利教育機関、科学機関、研究 機関)における学術研究用のデータベースの利活用は、 適用除外としている。全米科学アカデミー等はこれを評 価している一方で、図書館グループ等は、学生の利用が 除かれるのか明確ではない、あるいは、著作権法上の適 用除外規定に比較すると明確でなく幅が狭い(特に図書 館関係)、NPOの活動の取り扱いが不明確等の反論が 存在している。

## (c)政府が作成に関与したデータベースの適用除外

今回の法案には、DB 指令の実施上の問題になってい る、いわゆるソールソース問題(DB 提供者のみがデー タを保有する場合、事実上他の DB 事業者が参入する余 地を無くしてしまい、独占上の弊害の可能性を生ずるこ と)に関しては、何ら規定されていない。但し、ソール ソースの問題を生じかねないとして学術関係者より懸念 を表明されている政府が作成に関与した DB については、 適用除外とされている。

一方で、政府以外の企業や団体が作成し、事実上、独 占的に保有する DB については本法案による保護対象と なりうるところである。

## (d)ハイパーリンクの適用除外

インターネット上の各種のWEB情報を活用して様々 な情報提供サービスを行おうとする事業に対して、本法 案では、禁止規定違反を積極的に社員に対して指示した り直接金銭的利益を受ける場合を除き、ハイパーリンク はこの法案のもとで責任を負わないとしている。これは、 EUにおいて、deep link 問題が指令違反となりうること が一つの問題になっていることを考慮したものと考えられる。

しかしながら、反対派からは、かかる規程があるとし ても、明確に規定しておらず、将来様々な形態が予想さ れるニュービジネスの芽を摘む可能性があるとして、反 対意見の根拠になっている。

#### e) 今後の展望

今後の法案の推移については、現時点では、賛成派、 反対派のいずれの関係者においても見通しきれていない ところである。

政治的なバランス面で見れば、リードエルゼビア、ト ムソン等の大規模データベース事業者(賛成派であり、 SIIA が中核的役割)対ヤフー、ブルームバーグ等のイン ターネットを活用した新興情報サービス事業者(反対派 であり全米商工会議所がサポート)の対立という構図に なりつつある。

スケジュール的には、2004年1月に入って、クリスマ ス休暇明けから議会審議が再開された段階で、司法委員 会全体による法案審議及び裁決が行われる。司法委員会 事務局によれば、おそらく2月上旬にも直接マークアッ プセッションが開催されると想定している。

仮に司法委員会で可決されると、下院本会議に送られ る事になるが、2004年は大統領選挙の年であり、議会は 9月一杯くらいにはほぼ終了する事から、上院審議まで を含めた時間的余裕はそれほど残されているわけではない。

いずれにせよ、どのような進展が図られるか予想しが たく、今後とも十分注視しておく必要がある。

# (5) 国際機関等でのデータペース保護に関する動向a) WIPO における検討の状況

世界知的所有権機関(WIPO)では、1996年12月に、デ ータベース保護条約を採択を予定したが、米国内での強 い反対のため、米国は採択中止をWIPOに求め、翌1997 年9月にこの問題に関するInformation Meetingを開くこ とを決め、草案を廃案とした。

Information Meeting では、各国や関係団体からの情報 と意見を収集したが、発展途上国の反対が強いこともあ って、意見の集約が困難であることが判明した。その後、 1998年11月以降、原則として年に2回開かれる常設著 作権委員会においてこの問題を検討することになった。

同委員会では、視聴覚著作物の著作権や放送事業者の 著作隣接権に関する条約の作成が緊急課題となった。そ こで、データベース権の問題については、外部の研究者 に委託することとして、その報告を委員会で配布するな どの活動を続けた。しかし、実質的な進展がないこと、 途上国からの反対があることなどの理由により、2003年 6月の第9回会合の場で、今後は隔回の会合の議題に取 りあげることとした。その結果、10月の第10回会合で は議題に含まれなかった。

# b) その他の国の動向

E U委員会の Gaster 博士によれば、EU 加盟国以外に 旧ソ連圏の諸国等においてもデータベース保護制度の法 制化が進展しており、その他の国を含めて現在約60カ国 がデータベース権を導入済みだという。欧州以外の国と しては、メキシコ、韓国等が挙げられている。

指令第11条に定められた「相互主義」に基づき、認定

を求めてきたのは、これまでのところ、マン島とオース トラリアのみであるが、マン島とのみ協定が締結されて いる。

## c) 今後の見通し

今後の見通しは、米国議会における法案審議が鍵とな ろう。もし、2004年に不正競争防止法的な法律が成立す れば、国際的にも一応の方向付けが行われると予想され る。それでも、途上国の反対が強かったり、欧州が二国 間志向を強めた場合には、WIPOでの条約成立は困難と なる。また、今回の法案 H.R. 3261 が廃案になったとす れば、当面、類似の法律や条約が成立する見通しは暗く なると思われる。

# (6) 欧米における事業者のデータベース不正利用に かかる実態とその対応策

#### a) 不正利用の内容とその対処方法

データベースの利用行為には、「抽出」及び「再利用」 の二つが主な行為であり、DB 指令では、「抽出 (extraction):あらゆる方法による他の媒体への恒久的又 は一時的移送」と定義され、また「再利用(re-utilization): 複製物の頒布、貸与送信等、あらゆる形態による公衆へ の提供」とされている。ここではこれらの行為が無許諾 で行われることを「不正利用」とする。

#### b) 法的課題とその問題点

「4(1)欧州におけるデータベースに関する訴訟及びその判決等の動向」にあるように、欧州における事件の大 半は、原告が作成したデータベースの一部分を被告が利 用して新たなデータベースを作成して公衆に提供したこ とを原因として、提訴されたものである。多くの判例に おいて、原告は、データベース権の侵害に加えて「著作 権」侵害を理由として提訴している。また、原告と被告 が同業者である場合には、「不正競争」行為を理由とし てその差し止めを要求した事案も多い。

その内容としては、インターネットのウェブからデー タベースの一部あるいは全部をダウンロードし、提供す るものや、CD-ROMからも同様にコピーし再利用するも のが圧倒的に多い。

一方、米国も同様のケースが見受けられるが、さらに 著作権の薄いデータやデータベースのダウンロードやコ ピー、紙媒体からデータを抽出しデータベース化を行っ ているケースも少なくない。

米国著作権法第 1201 条は、、ディジタル・ミレニアム 著作権法(DMCA)の一部として制定されたが、同条は 著作権対象物に無断でアクセスするために技術的な保護 措置を回避するという行為、および無断アクセスを可能 にする回避用ツールの取引を禁じるものである。

しかしながら、この規定は技術的な保護措置によって 保護される著作物が著作権対象物である場合にのみ適用 されるので、現実のデータベースの盗用問題への対処に は役立たないとの考え方もある。また、印刷された新聞 や、名鑑などの名簿など、データベースが電子的形式で はない場合には、技術的措置はまったく機能しないこと が問題となっている。同様に、顧客やユーザーにそのデ ータベースの一部または全体へのアクセスを認めている データベース事業者などのインターネットでサービスし ている会社にも適用されないとされている。

さらに、州の不正目的使用法、数の侵害訴訟法、州の 契約法、コンピューター詐欺・悪用法(18 USC 1030)、 連邦あるいは州の商標法あるいは不正競争法、営業秘密 法等があるが、データベース事業者の意見では十分な保 護がなされていないとの指摘がある。

## c) 技術的課題とその問題点

データベース不正使用の危険は、効果的な技術進展に よりある程度防げるものである。例えばセキュリティ、 個人情報保護、知的財産権管理等に効果がある。しかし ながら、これらのコンピュータ技術によるものは完全で なく、また少量のデータの複写を防ぐことは困難と言え る。さらに、他の技術的な進歩を通じてすべての技術的 なセキュリティ方法が結局は効果が無くなる側面もある。 ただ、現在利用可能な技術的なアプローチは、データ ベースの権利保持者に効率良く、データベース全体のコ ピー、および補償のないデータベースの再配付の被害を

ある程度くい止め、これらの不正使用を防ぐことができ る。 現在利用されている(利用可能な)主な技術として、

現住利用されている(利用可能な)主な投催として、 暗号化、電子透かし、アクセス・コントロール、トラス ト・システム(アドレス制御)等があげられているが、 技術進歩との競争、コスト、ユーザー側への負担、さら には個別ユーザーの詳細な状況把握が困難なことが課題 としてあげられている。

#### (7) 国内実態調査

# a) 最近のデータペースに関する訴訟及びその判決 等の動向(訴訟事件の概要)

著作権法からみた創作性のあるデータベースデータ ベースとは以下の要件を兼ね備えたものといえる。

・コンピュータで検索可能な情報の集合であること。 ・情報の選択若しくは体系の構成に創作性があること。 これは日本独自の定義で、当時(著作権法が改正され た 1986年)としては最先端のものであり、他国(DB指 令、WIPO案)では「編集物の一部」でありデータベー スとしての定義はない。

また、著作権法では編集著作物とデータベースは異な るものであり、データベースを編集著作物の一部とする 欧米の定義とは整合していない。

データベースの権利侵害=著作権の侵害であり、主た るものは複製権の侵害となる。裁判所は複製権の侵害が あったかを以下のステップで判断している。

- ・オリジナルデータベースと複製データベースが類似しているか。
- ・複製データベースの作成者がオリジナルデータベー スにアクセスできたか。

・複製された部分が著作物性を持つか。

しかし、権利侵害を認定するに当たっては以下の問題点 がある。

- ・データについて
  - ・どの程度の量を複製すれば侵害が成立するか。
  - ・侵害はどの時点で成立するか(抽出時点か再利用 をした時点か)。
- ・体系的な構成について
  - ・体系的な構成の複製を行うことが違法か。

最近のデータベースに関する主な国内訴訟事例として は、日本電信電話ーダイケイ事件(分類における創作性 を認定)、翼システムーシステムジャパン事件(創作性 は否定、民法不法行為として損害賠償を認定)、アサバ ン印刷ー東日本電信電話事件(きわめて狭い範囲の創作 性を認定できるとするが、一部複製だけでは権利侵害と ならず)、オフイスキャスターーデジタルピクチャー事 件(分類における創生性を認定)があり、また、賃貸料 等請求事件、OEM供給したデータを不正コピーし自社 製品に編集格納した事件等があげられる。

# b) データペース保護に関する事業者の意識調査結 果

# (a)調査対象と調査項目

アンケート方式により、(財)データベース振興セン ター賛助会員及び日本データベース協会会員(122 企 業・団体)、平成 14 年度版「データベース台帳総覧(経 済産業省編)」収録企業(119 企業・団体)、電子商取 引推進協議会(ECOM)会員(237 企業・団体)の、合 計 478 機関を対象に行い、回答数は 136 件(回収率 28.5%) で、その内 99 機関はデータベース事業者であった。調査 項目は、データベース提供内容、保護手段、不正利用の 被害実態、著作権の理解度、国際動向への意識等とした。

#### (b)データペースの提供形態

データベースの提供形態をみると、有効回答数 189 件 中、有償のものが 137 件で約 7 割を占めている。うち「ユ ーザーID とパスワード等の発行によるアクセス許可」 (59 件)、次いで「CD-ROM 等の媒体による販売」(53 件)が提供形態の主流となっている。

また提供メディアとしては、有効回答数 238 件中、イ ンターネットによるものが 90 件と最も多く、オンライン 接続(インターネットを除く)の 27 件と併せて、ネット ワーク提供によるものが 117 件であった。

CD-ROM や FD などの記憶メディアによる提供は 83 件(CD-ROM / DVD-ROM 等: 56 件、MT / FD / MO: 27 件)であった。また、企業内のイントラネット上のデ ータベースサーバーにデータベースを直接構築するもの も 38 件あった。

## (c)著作権によるデータベース保護に対する理解度

著作権法にデータベースを保護する規定があることを 知っていると答えた回答者は97%に及んだが、著作権法 で保護されているのが、データベースのデータ選択や配 列の創作性であることを正しく理解しているのは全体の 52%であった。また現在の著作権によるデータベース保 護に問題があると回答したのは全回答者の28%であった。

## (d)データベース保護の手段

データベース保護の手段は次の図表に示す通り、契約 書や利用規定に拠るものが有効回答数 196 件中 80 件と 最も多く、検索画面等でディスプレーに表示しているも のが 39 件と次いで多くなっている。また、技術的な対応 を取っている会社も 32 件あった。

# (e)データベース不正あるいは不適切な利用の被害に ついて

データベースの不正あるいは不適切な利用の被害を受けたことのある事業者は20件、有効回答数の16%で、 そのうち契約したユーザーによるものが11件、契約ユー ザーと契約外の第三者の両方から被害を受けたものが6 件と契約ユーザーによる被害の占める割合が高かった。

また、被害内容は、契約ユーザーによるものと契約外 第三者によるものに共通して「不正にダウンロードした データベースを再利用して第三者に提供した」という深 刻なケースが 15 件(延べ件数の 47%)で最も多く、データ ベース不正利用の被害が深刻であることが分かった。

被害への対応としては、文書や面談により警告をして いるケースが最も多く、訴訟にまで至ったケースも4件 あった。

### (f)保護のための技術的な対応

技術的な対応を取っていると回答の技術的保護手段としては、「ユーザーIDの確認」(75件)と「パスワードの確認」(80件)によるものが併せて155件と有効回答数の6割近くを占めており、最も多く取られている技術的手段であった。次いで「特定のネットワークでのみアクセス」(37件)、「暗号技術を使用」(25件)と続いており、プリントアウトの際に印刷レジスタが入るようにするなど「個別のデータに自社のデータベースのものであることの証明する仕掛け」(5件)などの特殊な技術を駆使している会社もあった。

# (g)現行著作権法でのデータベース保護の問題点

全体の約3割が現行著作権法でのデータベース保護に 問題があるとしている。問題点として、 著作権法に対 する利用者の理解が不十分であること、 保護対象の範 囲が明確になっていないこと、 権利侵害の証明が難し いとする意見が多かった。

## (h)データベース保護に関する国際動向について

EU や米国でのデータベース保護に関する議論を知っていたと回答したのは、有効回答数の 35%であった。

#### (i)新しい保護法案の提案

新しいデータベース保護についての賛否は、賛成(80 件)、反対(4件)どちらでもない(46件)となった。

保護態様としては、権利付与型(欧州方式)に賛成が 21%、行為規整型(米国方式案)が25%となり、また保 護範囲としては、再利用のみ規整が32%、抽出も規整す べきが31%となっている。

# c) データベースユーザーの法制化への考え方

知的財産権、データベース保護に関する有識者(弁護 士、企業知財担当責任者、学界等:20名)へのヒアリン グを実施し、保護法制化についての意見をまとめた。

大要としては、新しい保護法制化に賛成とする意見と して、(a)我が国の現行著作権法で保護されるためには、 「著作物」であることが条件であり、創作性が求められ るが、この判断基準をデータベースに適用することは困 難な場合が多い、(b)競争阻害性の高いデータベースの不 許諾利用については、不正競争行為として、出来る限り 要件を明確化して取引の安全性を図る必要がある、(c)今 後デジタルコンテンツの作成及び流通が大規模になるこ とが予想されることから、その権利保護については、導 入を全体とした議論を行うべき等があげられ、また反対 意見として、(d)自由にアクセスし利用することができる 情報の集合体であるデータベースについて、著作権の保 護以外に新たな保護制度を設けることの必要性について、 現時点で明確なコンセンサスがあるとは考えられない、 (e)数値データベースなど著作権法で保護されないデー タ及びデータベースの保護については、学術研究・報道、 その他公共目的での利用を阻害することのないよう慎重 な取扱いを図るべきである,(f)著作権法による保護強化 と不正競争防止法との柔軟な運用により対応してはどう か等が、あげられる。

# 5. データベース保護に関する課題と提言

(1) データベース保護に関する検討課題

データベースの法的保護を巡って、過去7、8年間に わたり、欧米はもとより、我が国国内においても様々な 議論が展開されてきたところである。

今後、米国の動きや欧州における評価の動きを勘案し ながら、我が国においても一層の検討を進めることが、 情報化社会の進展、国際化の進展の中で不可欠であると 考えられる。

以下に、今後、検討すべき課題を整理するが、その際、 この7、8年間におけるデータベースのおかれた環境が 著しく変化していることを十分に留意するべきである。

即ち、インターネットの爆発的な普及、さらには、ブ ロードバンド化の進展(我が国においては既にブロード バンドの普及状況は世界最高水準になりつつある)が、 データベースの保護という問題を検討する際に、大きな 変化をもたらしている。これまでの専用回線や専用端末 を使用するようなデータベースサービスはインターネッ ト活用型に変化し、ブロードバンド化とも相俟って、ユ ーザー層の著しい拡がり(専門の検索技術者ではなく一 般ユーザーがデータベースにアクセスする機会が拡大し ている)、提供される情報の著しい拡大(インターネッ トを通じて提供される情報は幾何級数的に拡大してい る)、ダウンロードの容易化(定額制契約が普及すると ともにブロードバンド化により、大量データをダウンロ ード、コピーすることがより容易になっている)等々の 事象が見られる。

一方で、アクセス可能であり処理可能な情報量が増大 し、経済社会の中で活用され、効用をもたらすという情 報化社会の進展は、我々の社会の発展にとって極めて重 要なことであり、こうした流れに水を差すことは避ける べきでもある。また、インターネットの普及に合わせる 形で、DRMなどの技術的保護手段が進展してきている ことも踏まえて対応する必要があろう。

# a) 現行法制度におけるデータベース保護の可能性 と限界

まず、現行法制のもとで、データベース保護がどこま で可能か、より詳細な検討が必要である。

# (a)著作権法

著作権法では、いうまでもなく、データベースのコン テンツの選択と体系的構成に創作性がある場合において、 データベースの著作権を認めている。但し、コンテンツ を独自の(創作性のある)選択と体系的構成により構築 したデータベースであっても、当該データベースから、 コンテンツを抽出し、新たな分類、構成によりデータベ ースを再構築する行為は、元のデータベースの著作権を 侵害したことにはならない。この場合、仮に、コンテン ツ自体に創作性があったとしても、侵害に対抗しうるの はコンテンツの著作権者であり、データベース事業者自 身が保護されるわけではないとの側面もある。

また、データベースの構築技術や検索技術の高度化に 伴い、自動的に選択、分類を行ってデータベースを構築 したり、全文検索技術や高速検索技術を活用する前提で、 特にその体系的構成に創作性を認めることが困難なデー タベースの事例も増加すると考えられ、こうした場合、 著作権法による保護が可能かについても検討が必要であ る。

#### (b)不正行為法(民法)

他事業者が構築提供するデータベースの多くの部分を 利用し、自らの事業に活用すること等により、元の事業 者に損害を与える場合の中には、民法上の不法行為に該 当し、保護しうる場合もあると考えられる。データベー スの健全な発展のために、不法行為による保護の射程、 即ち、不法行為に該当する行為はどのようなものである かを明らかにしていくことが期待される。また、不法行 為法では、一般的に、差し止め請求が認められないとい う問題や、損害額の立証が必ずしも容易ではない、とい った問題、限界も考慮すべき事項である。

#### (c)不正競争防止法(現行)

不法行為法の特別法である不正競争防止法は、差し止 め請求権が明示されていること、損害賠償にあたっての 損害額の推定規定がおかれている等により、より活用可 能性が高いが、我が国の場合、不正行為の類型を限定列 挙する方式となっている。このうち、2条1項3号の「他 人の商品(最初に販売された日から起算して三年を経過 したものを除く。)の形態を模倣した商品を譲渡し、貸 し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、 若しくは輸入する行為」が一番近いとはいえるが、この 条文は、いわゆる有体物の模倣商品を規制するための規 整であり、無体物であるデータベースにおける、いわゆ るただ乗り規制には、適用することは困難であり、該当 する類型はない。

なお、データベースの提供者がそのコンテンツへのア クセスを技術的に制限する手段を備えた場合は、その技 術的制限手段を回避する装置やプログラムを製造・販売 する行為を2条1項10号または11号に規定する不正 競争行為として禁止しうる可能性がある。但し、これは データベースを法的に直接保護する規定ではなく、デー タベースを技術的に保護することを担保するための規定 である。また、その実効性については、詳細な検討が必 要である。

## (d)契約による保護

契約法による保護は、契約当事者である契約締結ユー ザーによる不当な使用に関する限り、有効な保護手段で ある。特に、オンラインでデータベースを提供する場合、 アクセス管理やファイル管理、コピー防止手段等の技術 的な管理手法と相俟って、その保護効果を高めることが 期待され、また実践されている。

各データベース事業者においては、それぞれの知見を 生かしつつ、契約に規定すべき事項等について蓄積を図 り、現実の契約が作成されている。大手事業者にとって は経験も豊富なことからさほどの問題はないと考えられ るが、新規のコンテンツ提供事業者や中小企業の立場等 を考えると、留意事項等の契約のガイドラインやモデル 契約的なものを準備することも一つの課題である。

# b) データベース保護法制とデータベース産業の発展

データベースの法的保護体制の確立が、データベース 産業の発展にどのようなインパクトを与えるかについて、 可能な限り分析を行うことが期待される。

DB 指令が E U のデータベース産業の発展にいかなる 寄与を行ったかについて、E U 委員会では WIPO に提出 したレポートにおいて、多大の発展、特に中小規模のデ ータベース産業の発展に寄与したと述べているが、定量 的な分析までは示されていない。今後、2004年初め にかけて作成される評価レポートにおいて明らかにされ ることが期待されるところである。

## c) データペース保護に係る法制化の必要性

DB 指令のような権利付与型のものにせよ、米国法案

のような行為規整型のものにせよ、現在の法制度のもと では十分な対応ができないとする場合には、新たな法制 度を創設することが必要になろうが、その際のメリット、 ニーズというものについて、十分に整理しておくことが 必要である。

## (a)投資保護によるデータベース産業、提供の環境整備

データベースの構築や提供は、そのデータソースの収 集から分類、整理、電子化、さらには提供体制の構築に 至るまで、大きな人的、資金的リソースの投入が不可欠 であり、かかる投資の保護という観点が重要である。DB 指令においても投資保護目的が謳われ、米国の法案にお いてもその保護対象の構成要件の一つとして多額の投資 が行われていることが挙げられている。

また、投資が保護されることが、データベースの構築、 提供に向けたインセンティブを高めることになり、市場 環境の整備が進展することが期待される。

## (b)情報提供・流通の促進と経済社会の知的インフラの 整備、データペース産業の発展

データベースを構築・提供する環境が整備されること は、その活動に安定的な基盤、安心感を提供することと なり、各種の様々な情報がデータベースという形で提供、 流通されることが期待される。このことは、社会の広い 範囲で、情報の共通利用を可能とし、欧米諸国と比較し て我が国が遅れているとされる知的インフラの整備を通 じて、経済、社会活動の効率化をもたらすものである。

また一方で、データベース産業論の観点から見れば、 DB 指令がその発展にどのような役割を果たしたかにつ いて様々な議論があるものの、基本的には、欧米諸国に 比較して極めて脆弱な、データベース産業、コンテンツ 産業の進展に貢献するものと期待されるところである。

# d) データベース保護に係る法制化のデメリット (a)学術研究活動への影響

DB 指令の施行後においても、米国をはじめ欧州、日本等の学術研究界からは、この種の権利保護制度について、学術研究上不可欠なデータの自由な流通を阻害する 旨の懸念が引き続き表明されているところである。

一方で、具体的な支障事例については、指令上、学術 研究用の利用が適用除外とされていることもあり、大き く報告されたものは見当たらない。

データベースの保護制度が、学術活動研究活動の支障 になっているのかどうかについて、掘り下げた検討が必 要である。

#### (b)ソールソース問題と競争環境への影響

ある情報が単一情報源に依存し、当該主体がデータベ ースの構築や提供に関与する場合、これを保護すること が事実上、独占的な地位を保証し、情報流通その他に支 障を生ずることが想定される。

典型的なケースが政府保有の情報をデータベース化す る場合であり、他に、公益法人を含めた民間主体が有す る情報のデータベース化(例えばスポーツ情報)も問題 となる可能性を有する。

なお、これに類似の問題として、データベース自体の 作成に要する投資と、それとは独立にそれを構成するデ ータを生成または獲得するのに要する投資の切り分け

(「副産物」または「スピンオフ」)の問題があり、投 資の実質性(substantiality)を判断する際に考慮する必要 がある。

DB 指令においても、特段の規程がないことから、問

題視する意見もあるところ、EU委員会におけるレビュ ーによっても触れられることが予想されるが、その実態 についての評価が必要である。

また、ソールソースの問題と類似した問題であるが、 米国の法案反対グループからは、法案によるデータベー スを保護することにより、事実上、競争的市場環境の阻 害をもたらすのでないかとの指摘がなされている。

わが国の場合、データベース市場の環境や構造が米国 と異なる要素が多いが、その競争法との関係も含めた経 済的社会的な影響を分析しておく必要がある。

## (c)情報化社会発展への影響、ハイパーリンク問題等

情報化社会は、様々な情報が一定のルールのもとに流 通し、多くの人々がその便益を受けることを前提として いる。仮に、データベースの法的保護制度が、前記の独 占の問題を含めて、その阻害要因になるとすれば問題と なりうる。

また、インターネット上のウェブサイトに対して直接 その深部ページにリンクを張り、情報提供することが、 DB 指令に反するのではないかという点について、欧州 各国の裁判所でも判断の分かれてきたところである。米 国で、保護されるべきとの判例が出されたこともあるが、 多くは、保護されないとの判断がなされている。

直近では、ドイツの最高裁判決を含め、deep link は指 令違反ではないとする判断が支配的になりつつあり、米 国の法案でもハイパーリンクは適用除外とする形態にな っているが、インターネット社会は、個人情報保護等の 必要性を別にすれば、基本的にオープンな情報流通と、 このためのハイパーリンクを前提にしているところであ り、健全な情報化社会の発展との観点を含めて慎重に評 価していく必要がある。

#### e) 我が国における訴訟やトラブルの現状分析

既存法律制度による対応の可能性、限界も含めて、現実 の訴訟事件や訴訟に至らないまでもトラブルとなってい る事象について、十分な検証が必要である。

ある意味では幸いなことではあるが、我が国において は、数件の事例を除いて訴訟にまで発展した事例は必ず しも多くはない。これは、我が国においては、訴訟にま で至るケースが少ないという社会的な傾向を反映したも のであろうが、上記の各般にわたる分析にあたっては、 その前段階にあるトラブルの事例も含めて、これまでの 事例における判断、経験を十分に分析しておく必要があ る。

#### (2) データベース保護の法制化に係る課題

仮に、法的保護に関して、現状の制度では不十分であ り、新たな法制度が必要であると判断された場合、欧米 における経験等を踏まえれば、以下のような諸点につい て、十分な検討を行うことが必要と考えられる。

# a) 法的保護の態様

データベース保護の法制度として、EU型の sui generis 的な権利付与型とするか、米国法案に類似の行為規整型 とするかの判断である。我が国が WIPO に提出したレポ ートでは、両論あり得るという形になっている。

権利付与型については、特許権や著作権のように知的 財産権としての権利を確立することが明確であるとの意 見があり、多くの国で法制化されているものがこのパタ ーンである。権利付与型の方がデータベースビジネスの 促進という面から優れていると考えられる一要因として、 取引・承継の容易性が挙げられる。 一方で、学術研究界はもとより、欧州の一部において すら、原則「保護」、特定の場合は例外的に扱うとする 権利付与型のものが、原則「自由」、特定の場合に規整 されるという行為規整型のものに比して、情報化社会の 発展のためには、権利を与えるということが強すぎるの ではないかと指摘する声も少なくない。

また、権利付与型のものとしては、一般的に EU のような sui generis 権を与えるものが想定されるが、わが国 の著作権法においては、米国とは異なり、レコード制作 者に与えられるような「著作隣接権」が認められており、 この類型として加えることも一案である。この場合、自 然の中の音を録音したレコードのようにコンテンツ自体 に著作権がなくても隣接権が認められることもあり、デ ータベースの開発を保護することも可能と考えられる。 但し、現在、様々な著作隣接権を求める動きもあり、そ れらとの調整が必要となる。

他方、不正競争防止法のように行為規整型の法制度に よる形態は、ただ乗りをはじめ原開発提供者に被害を与 えるような商業的行為のみを規整するものであり、民法 上の不法行為法の特別法であることから、より適切であ るという意見も欧米においても、あるいは日本国内にお いても多い。

ちなみに、DB 指令においては、相互主義に基づき、 DB 指令と同様の法体制を有する国に対して、協定に基 づき同等の保護を与えるという規定があるが、EU委員 会によれば、権利付与型でなくとも、行為規整型、不正 競争防止型であっても同等の効果があると認めるであろ うとの意見が示されている。

#### b) 法的保護を行う対象範囲

データベースとして保護する対象の範囲を確定するには 以下の課題がある。

### (a)データペースの定義

まず、一般的にデータベースとして想定されるように 電子化され、オンラインネットワークにより、あるいは CD-ROM等のパッケージ形態で提供されるデータベ ースに限定されるのか、より広くカタログ、書物、ハー ドコピーの形態により提供されるものまで含むのかとい う論点についての検討が必要である。その際、最近の技 術的進歩により、ハードコピーからの電子化が比較的容 易に可能になりつつあるという状況も勘案する必要があ ろう。

なお、現在の著作権法によるデータベースの定義は「論 文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それら の情報を電子計算機を用いて検索することができるよう に体系的に構成したものをいう」とされているが、上記 のハードコピー的なものは対象とはならないとともに、 欧州指令や米国における法案の定義とは異なっている。

こうしたデータベースの定義について、保護対象の明 確化にあわせて検討が必要と思われる。

#### (b)データペースの保護される実質的部分

いわゆる、「substantial part」とはどこかという問題で ある。保護される部分、また、他に流用された部分が、 質的、量的にどこまでであれば問題となるのかについて であるが、EU指令においても必ずしも明確になってい ない論点であり、欧州裁判所の判断も一つの参考になろ う。

仮に、年1回定期的に一部が更新されるようなデータ ベースについて、更新部分だけなのか、それとも全体な のかといった問題、また、データベース全体の一部が流 用された場合等において、全体を保護するのか、当該部 分だけなのかという問題でもある。量的な評価にとどめ るのか、質的な評価を加味するのかの検討も必要である。

## (c)データベース構築・提供の実質的投資

「substantial investment」の問題である。仮に、何らか の侵害があった場合において、損害賠償なりの対象とな るのは、本来業務(例えば書籍の出版等)において必要 であった投資はデータベース保護において含めうるかど うかという点である。

いわゆる、スピンオフ理論では、本来業務にかかる投 資は、データベース保護の対象ではないというものであ るが、欧州各国の裁判所における判断は必ずしも一定せ ず、最近では、データベース作成にかかる直接的な投資 のみならず、元々必要であったと想定される投資部分ま で含めるという判例も出てきている。

欧州裁判所の判断が近く予定されているところである が、法的措置を講ずるとすれば、この点についても明確 な判断基準を示しておくことが求められよう。

#### (d)データペース保護の期間

データベースが作成された時期がどれくらい前のもの までが保護されるべきかという点である。

DB 指令では、これを15年間と明確化しているのに 対して、米国における現在の法案では、「time sensitive」 なものを保護するということで、それも、商業上の観点 により裁判所が判断するということで、大きな幅を有す る可能性があることから、最大の問題になっている。ま た、これまであった、米国のINS判決等の判例法では 極めて時間的要素の大きな情報ということで、例えば、 バスケットバールの試合結果などは15分というような 判断がなされていたところである。

ちなみに、不正競争防止法のデッドコピー規制条項で は、当該商品が販売されてから3年間と比較的短くなっ ており、その規定ぶりによっては大きな影響を生ずる論 点である。

#### c) 法的保護の要件

上記のデータベースの保護範囲の論点も含めて、法的 に保護されるべきデータベースの要件について、明確に しておく必要がある。

米国の法案(HR3261)においては、NBA(National Basketball Association)対モトローラの訴訟において引用 されたINS判決(International News Service 対 Associated Press)の法理のもとで明らかにされた「HOT NEWS」保護と同様の5つの要件(前述)を同時に全て 満たす場合に保護されるというものとなっている。但し、

上述の通り、時間的要素の要件については大幅に変更さ れている。

# d) 法的保護の内容

法的保護を行うとする場合の保護手段の問題である。 不法行為法上、当然に想定される損害賠償請求権に加え、 差し止め請求、損害賠償額の推定、立証負担の軽減ある いは転換、資料提出命令、罰則規定等をどこまで必要と するかという論点を明確化することが、立法化にあたっ ては必要になる。

不当競争防止法をベースに、該当行為の類型を増やす という選択を行う場合には、基本的には、現法の規定が 準用されることになると想定される。

# (3) 法制化にあたっての除外範囲

DB 指令においても、米国法案においても、法律的保 護の対象としない行為、主体について明確化していると ころであるが、情報化社会の進展や経済社会活動上必要 不可欠な行動に支障を来さないよう、適用除外規定の明 確化が不可欠である。具体的には、以下のように分野に ついて検討することが必要と考えられる。

## a) 学術研究教育用、及び報道用の利活用

EU指令においても、米国法案においても、学術研究、 あるいは教育用のデータベース利用は適用除外とされて いるところである。また、米国法案においては、利活用 される情報が報道機関によって収集された「time sensitive」なものであり、かつ利活用が直接競争を目的 とする一貫したパターンを構成する場合を除き、報道用 の利活用についても利用除外とされている。

本来、著作権の適用を受けないような情報については、 事実関係や科学上の知見をデータベース化したものも少 なくなく、こうしたものの利用が、研究や教育に用いら れる場合、あるいは報道用にまで制限を受けるというこ とは経済社会の発展にとって阻害要因になると考えられ る。

このため、著作権や特許の利活用においても見られる とおり、侵害の該当行為の対象から除外することの検討 が必要である。

## b) 政府の関与するデータベース

政府が関与する形で作成されたデータベースについて は、米国法案においては、国民一般への普及、情報公開 の観点やソールソースの問題を回避する上でも、適用除 外としているところであり、その是非についての検討が 必要であろう。なお、日本版バイドール法の実施スキー ムの中で、特許権やソフトウエア著作権とともに、著作 権法上のデータベース著作権が受託者から国が譲り受け ないことが可能な権利の対象となっており、適用除外の 目的との調整が必要と考えられる。

# c) ソールソースの取り扱い

DB 指令や米国法案においても特段の規定がなされて いない論点であるが、情報の円滑な流通促進という観点 からは、検討の対象とすべき論点である。

本件は、データベース保護の範疇ではなく、競争法一 般の中で解決すべき課題との指摘も多いが、将来的な課 題となりうる点であり、独占による弊害との関係につい て、十分な論議が必要と考えられる。

## d) ハイパーリンクの取り扱い

DB 指令においては特段の規定がなく、判例において も判断の分かれているところである。

一方で、米国法案においては適用除外とされているも のの、インターネットを活用する新規産業事業者等から は、その可能性が阻害されるおそれがあるとして、デー タベース保護自体に対して、強い反対を行う要因となっ ている。

インターネット市場は、様々な自由な情報の提供、ア クセスの実現を可能にする場であり、そのダイナミック な発展を阻害しないような形態での法律の構成や適用除 外規定の整備について検討していく必要があると考えら れる。

## (4) 提言

## a) 幅広い関係者による十分な検討が必要

我が国において、データベース保護の法制度に係る議 論については、数年前に産業構造審議会及び著作権審議 会において集中して検討が行われたものの、その後は米 国の動きや WIPO における検討が進展していなかったこ ともあり、停滞した状態が続いている。

その中にあって、米国では新たな法案が提出され、関 係者の中で極めて厳しい論争が行われており、また、欧 州でも、法施行後既に数年を経過し、社会制度の一環と して確立されつつある。更に、韓国やオーストラリア等 の国においても法的保護制度が確立されてきている。

こうした状況にもかかわらず、我が国において、本件 の検討は、データベースサービス産業の関係者の一部や、 特定の研究者の中での議論に止まっているのが実情であ る。

本件は、情報化社会における、データベース、コンテ ンツの作成、提供、流通に大きく影響する課題であり、 影響を受ける範囲は単にデータベースサービス事業者に とどまるものではない。

おそらく、様々なコンテンツ提供者、インターネット を活用してサービスを提供する事業者、電子商取引の関 係者はもとより、そのツールを提供するハードベンダー、 インテグレーター、ソフトベンダー、ネットワーク事業 者などもユーザーとして考えれば、全ての産業に影響を 与えうる問題である。また、研究関係者、図書館関係者、 あるいは、一般の消費者にとっても関係の深い課題であ る。

従って、本件について、様々な観点から十分な検討、 議論を行うための場の設置、検討の実施が強く望まれる ところである。

## b) 法律論と情報化政策との双方の観点が重要

本件は、近年重要性の高まっている知的財産権に関連 する問題ではあるが、単に、知的財産権上の法律体系が 如何にあるべきかの議論だけではない。我が国が情報化 社会の構築、発展を図っていくに際しての、基本的な視 座を提供する問題でもある。さらに、我が国経済社会の 知的なインフラ、基盤を構築していく上での、当該従事 者の保護やインセンティブ賦与を如何にしていくかの問 題でもある。

従って、本件の検討にあたっては、法律的観点からの 検討と、情報化推進の観点からの検討、更には知的な基 盤整備という観点からの検討も含めて、論議がなされる ことが期待される。

## c) 欧米の動向の十分なる注視が不可欠

本件については、既にEUでは90年代はじめからの 検討、96年のDB指令の制定、各国法の制定、各種の 判例といった実績、経験があるところであり、我々とし て学ぶべき知見も多い。

また、米国においても、90年代後半から本件に関す る法案が繰り返し提出され、議会を含めて関係者の間で 激しい議論がなされてきたところであり、現在もまた法 案の提出に関連して、議論、駆け引きが行われている。

我々としては、かかる欧米における議論や経験につい て十分に学ぶとともに、本件においては、インターネッ ト社会の中で国境を超越した活動が行われていることを 踏まえ、その動向を注視し、国際的に調和した制度作り を図っていく必要がある。

同時に、隣国である韓国や中国との情報交換を進め、 国際調和の中で、少なくとも東アジア主要国として意見 の調整を行うことも必要となろう。

# d) 国際機関による検討と二国間主義の台頭への注 視が必要

国際的な整合化という観点からは、本分野の国際機関 であるWIPO(世界知的所有権機関)における議論を進 展させ、我が国としてもその議論を先導し、これに整合 化した体系の構築が期待されるところである。しかしな がら、96年の外交会議における条約案の検討以来、関 係国の思惑や国内事情の差異もあって、WIPOにおける 議論は停滞しているのが実情である。

WIPOにおける最大の先導者であったEUにおいてす ら、WIPOにおける条約の審議、成立を目指すよりは、 EU型のデータベース保護体系を他国に輸出し、二国間 の協定等を締結することによって国際的な整合性を図ろ うとする傾向が強くなっている。これは、WTO等のマル チの自由貿易体制の構築を目指す一方で、時間のかかる マルチよりはバイの自由貿易協定を優先しようとする傾 向にも共通するものがある。

我が国としての立場を考える際には、WIPOを中心と する国際的なマルチのフレームワークの構築が重要であ ることは言うまでもないとしても、このようなバイラテ ラルなフレームワークが我が国を取り残したままで進展 していくこと、データベース保護というある意味で専門 的な世界ですらそのようなリスクがあることを十分に踏 まえた対応が強く求められていることを認識する必要が ある。